

## 株式会社横浜銀行が実施する 中央環境開発株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社横浜銀行が実施する中央環境開発株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見書

2025年2月28日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

中央環境開発株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社横浜銀行

評価者：株式会社浜銀総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社横浜銀行（「横浜銀行」）が中央環境開発株式会社（「中央環境開発」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社浜銀総合研究所（「浜銀総合研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。横浜銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、浜銀総合研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、横浜銀行及び浜銀総合研究所にそれを提示している。なお、横浜銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に拠っている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクト



トエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

### ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

横浜銀行及び浜銀総合研究所は、本ファイナンスを通じ、中央環境開発の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、中央環境開発がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

### ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

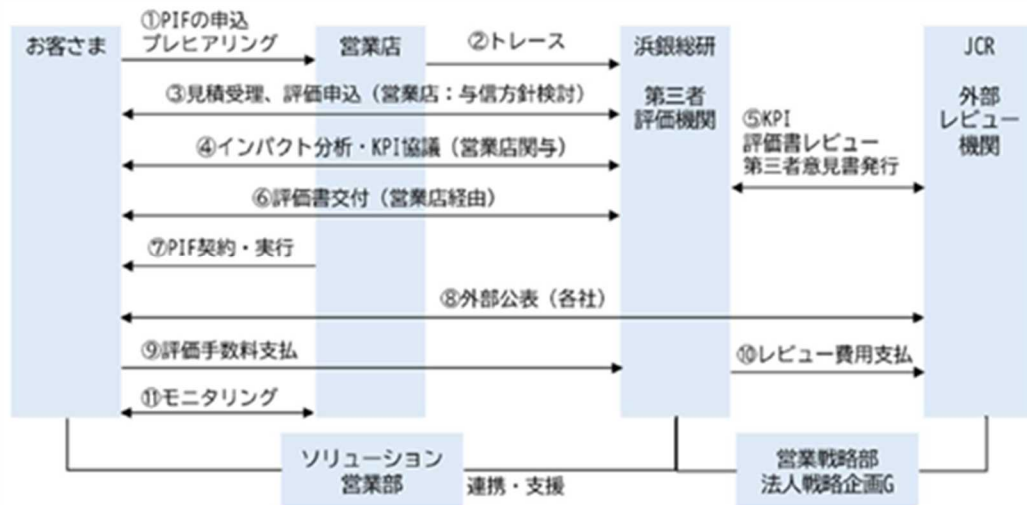
JCR は、横浜銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

(1) 横浜銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

<sup>1</sup> 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



# JCR Sustainable PIF for SMEs



(出所：横浜銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、横浜銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、横浜銀行からの委託を受けて、浜銀総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

## ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て浜銀総合研究所が作成した評価書を通して横浜銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

## ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、浜銀総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である中央環境開発から貸付人である横浜銀行及び評価者である浜銀総合研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



# JCR Sustainable PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

---

梶原 敦子

担当主任アナリスト

新井 真太郎

---

新井 真太郎

担当アナリスト

後藤 遥菜

---

後藤 遥菜



### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとの関係とは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。  
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。  
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル



# ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025年2月28日

株式会社浜銀総合研究所

株式会社浜銀総合研究所は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合するように、また、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合するように、中央環境開発株式会社（以下中央環境開発）の包括的なインパクト分析を行った。

株式会社横浜銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取り組みを支援するため、中央環境開発に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する。

#### 本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	中央環境開発株式会社
借入金の金額	非開示
借入金の資金用途	運転資金
モニタリング期間	2025年2月～2032年2月末日（7年）

#### 企業の事業概要

企業名	中央環境開発株式会社
売上高	11億円（2024年11月期）
所在地	本社 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町12番11 カジタビル2F 横浜工場 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町12番39 愛川工場 神奈川県愛甲郡愛川町角田960番地
主たる事業内容	石膏ボードの収集、運搬、処理、保管およびリサイクル
従業員数	43名（2024年11月30日現在）
主要取引先	日本製紙、大王製紙、王子製紙、住友大阪セメント、吉野石膏、チヨダウーテ、積水ハウス、旭化成ホームズ、安藤・間、その他のハウスメーカー各社、ゼネコン各社 他

● 沿革

中央環境開発は、1978年に代表取締役の太田敏則氏が設立し、現在の主たる業務内容である石膏ボードの収集、運搬、処理、保管およびリサイクルについては2003年に事業を開始した。以後事業を拡大し、現在、神奈川県内の横浜市金沢区で本社と工場を、愛甲郡愛川町で工場を、それぞれ構えている。県内だけでなく近隣の都県を中心に、事業展開を進めている。

年	事項
2003年	横浜市金沢区にて廃棄物処理事業を開始 横浜工場が産業廃棄物処分業許可および廃棄物再生事業者登録証明を取得
2004年	ISO9001 および ISO14001 の初回登録完了
2005年	神奈川県より産業廃棄物収集運搬業許可を取得
2006年	資本金を2,000万円へ増資
2008年	愛川工場が産業廃棄物処分業の許可および廃棄物再生事業者登録証明を取得
2014年	千葉県より産業廃棄物収集運搬業許可を取得
2016年	リサイクル樹脂系建材を商標登録
2021年	公益社団法人全国産業資源循環連合会から「地方優良事業所表彰」を受賞
2022年	農業用土壌改良剤およびリサイクル樹脂系建材が「かながわりサイクル製品認定制度」に基づく認定を取得 公益財団法人横浜企業経営支援財団から「横浜知財みらい企業」として認定を取得
2023年	資本金を2,200万円へ増資
2024年	横浜市から「Y-SDGs 認証事業者」として認証を取得 愛川工場が産業廃棄物処分業の事業区分「中間処理（破砕）」の許可を取得

## ● 品質・環境方針

中央環境開発は、2009年5月1日付で品質・環境方針として8項目を定め、現在もウェブサイト上で公表している（図表1）。横浜工場および愛川工場は再生利用事業者の登録を受けており、石膏分離機に掛けた後の石膏粉と紙片について、単純な埋立て処分や焼却処理を行わないという事業姿勢を示している。また環境型社会形成推進のため、100%リサイクルするとの目標を通じて、社会および環境への貢献に取り組んでいる。

図表1：中央環境開発の品質・環境方針

1. 社業の「廃石膏ボードの処理・リサイクル、廃棄物の収集・運搬」に係わるお客様の要求事項を適切に把握、これを満たすよう努力して「お客様満足の上と社会貢献」に努める。
2. 社業の「廃石膏ボードの処理・リサイクル、廃棄物の収集・運搬」を通して、「環境汚染の防止、地球環境保全活動」を継続的に実施する。
3. 社業の「廃石膏ボードの処理・リサイクル、廃棄物の収集・運搬」を実施するに当たり関連する「法的要求事項及びその他の要求事項」を順守する。
4. 社員に「お客様満足の上と社会貢献」並びに「環境汚染の防止、地球環境保全活動」に関する教育・訓練を実施し、一層の意識向上を図る。
5. お客様の排出する「廃石膏ボードの処理・リサイクル、廃棄物の収集・運搬」に係わるプロとして、「お客様満足の上と社会貢献」並びに「環境汚染の防止、地球環境保全活動」を推進するため、常に技術向上に努める。
6. 1～5を達成するため、世界品質基準 ISO9001 並びに IS14001 に基づき、社業の「廃石膏ボードの処理・リサイクル、廃棄物の収集・運搬」に関する「品質・環境マネジメントシステム」を開発・構築、運用・維持、記録し、その有効性について継続的に改善する。
7. 品質・環境方針を具現化するため、品質・環境目的及び目標を設定し、その達成を目指す。
8. 品質・環境方針は、一般にも公表する。

(出典) 中央環境開発ウェブサイトより引用

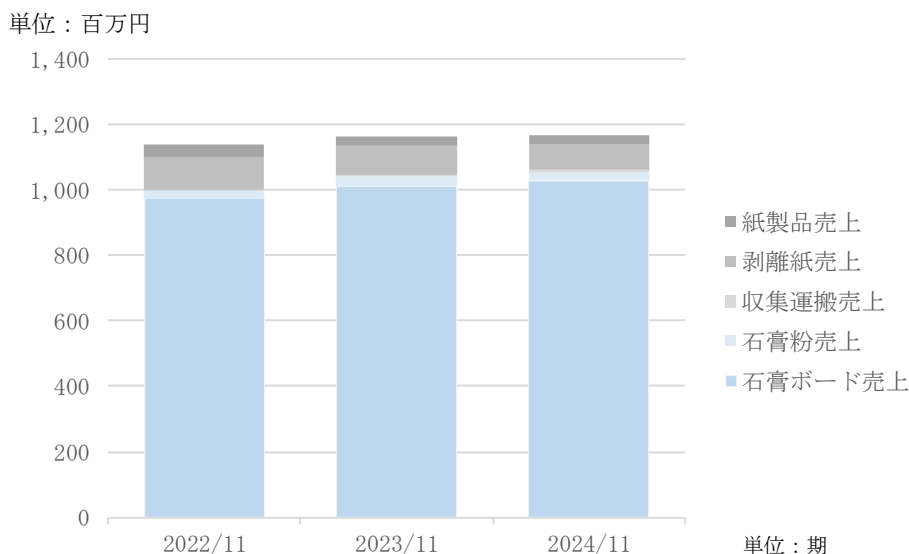
## ● 事業概要

中央環境開発は、神奈川県横浜市金沢区内にある本社および工場に加え、愛甲郡愛川町に工場を展開している。従業員は全社で43名であり、うち5名が外国人（ベトナム人4名、セネガル人1名）である。

メイン事業である石膏ボードの処理・再生により10億円規模の売上高を擁し、石膏粉・収集運搬・剥離紙等の売上高を合わせると、近年では11億円を超え、微増傾向を示している（図表2）。石膏ボード事業は、愛川工場が2024年12月に廃棄物再生事業者として事業区分「中間処理（破碎）」の許可を受け、愛川工場においても廃石膏ボードの破碎・分離処理を行えるようになったことから、今後取引規模が拡大することが見込まれ、法人全体の売上高規模も増加すると想定される。

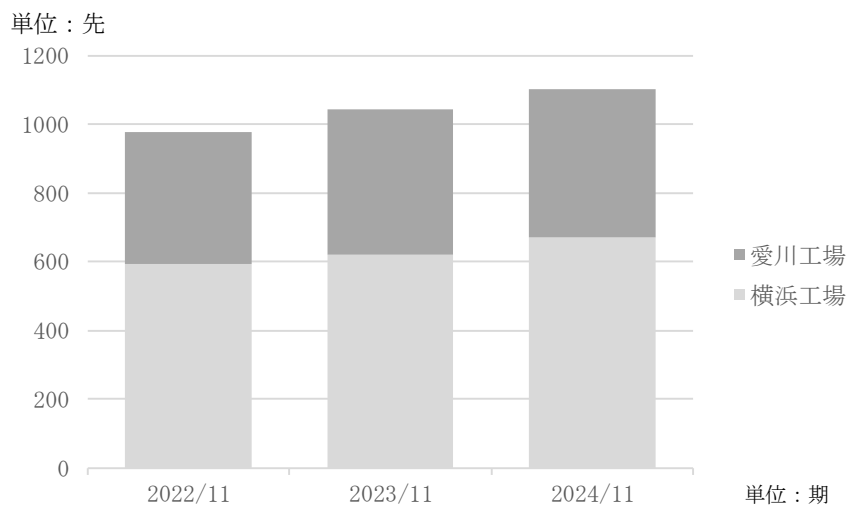
契約先数（延べ）は、年々増加しており、直近では1,000件を超えている（図表3）。廃石膏ボードを排出している事業者の多くが中小零細の建設関連事業者であり、産業廃棄物等の処理を通じて、中小零細事業者の事業を支えている。天然石膏減少等の社会情勢を踏まえて、再生石膏の供給量増加を通じ、社会課題となっている石膏ボードの材料不足の解決に向けて貢献している。詳細は外部環境を参照されたい。

図表2：売上高の推移



（出典）中央環境開発提供資料より浜銀総合研究所作成

図表3：契約先数（延べ）の推移



（出典）中央環境開発提供資料より浜銀総合研究所作成

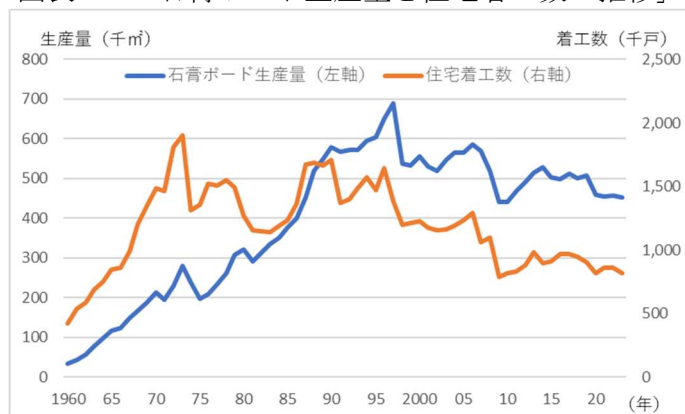
各工場では石膏分離機を用いて、収集された廃石膏ボードを石膏粉と紙片に分離させる。石膏粉は各工場できりまとめられ、再生石膏の原料として出荷されている。紙片については、愛川工場に集約され、納入先となる製紙会社の品質基準に則り、製紙原料として出荷されている。

有毒物質の発生や汚染拡大を防止する策として、廃石膏ボードの収集段階において、受入時の目視確認に加えてハンドヘルド（非接触型有毒物質検査機器）を活用して有毒物質含有量・割合を検査している。有毒物質が含まれる石膏ボードは受入を拒否している。

## ● 外部環境

石膏ボードは石膏を芯材とし、その両面を紙で覆った建築用内装材料である。石膏ボードは防火性、遮音性、施工性に優れることに加え、安価であり、リサイクルを通じて環境負荷の低減にも寄与することから、住宅や商業施設の内装仕上げ材として壁や天井などに広く用いられている。人口減少により住宅着工数は既往ピークより減少しているものの（図表4）、他の建築用内装材料と比較して性能、経済性、環境対応の観点で総合的に優れており、建築用内装材料として今後も根強い需要が見込まれる。

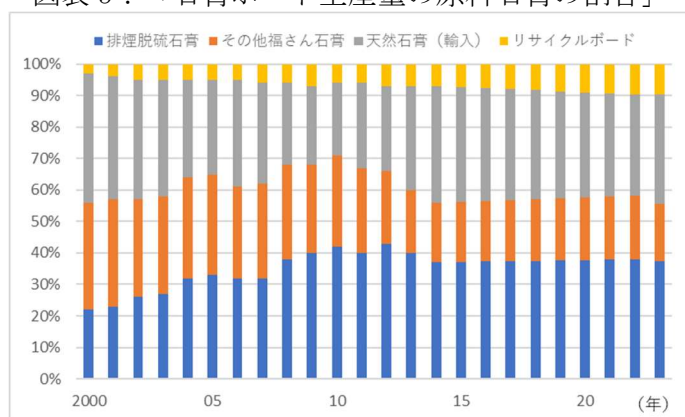
図表4：「石膏ボード生産量と住宅着工数の推移」



（出典）一般社団法人石膏ボード工業会「石膏ボードハンドブック」、同公表データ、国土交通省「建築着工統計」

国内で生産される石膏ボードについて、芯材である石膏は天然石膏、各工業の副産物や火力発電所の排煙から作られる副産石膏が大部分を占めており、石膏ボード廃材のリサイクルによる回収石膏も徐々に増えつつある（図表5）。天然石膏は国内で産出されないため輸入に依存している上、埋蔵量には限りがある。また、副産石膏も地球温暖化対策として火力発電の稼働を引き下げる方向にある。つまり、石膏ボードの材料を今後も安定的に確保するには、回収石膏の生産量を増やす必要があり、そのためには石膏ボード廃材のリサイクルが不可欠となる。

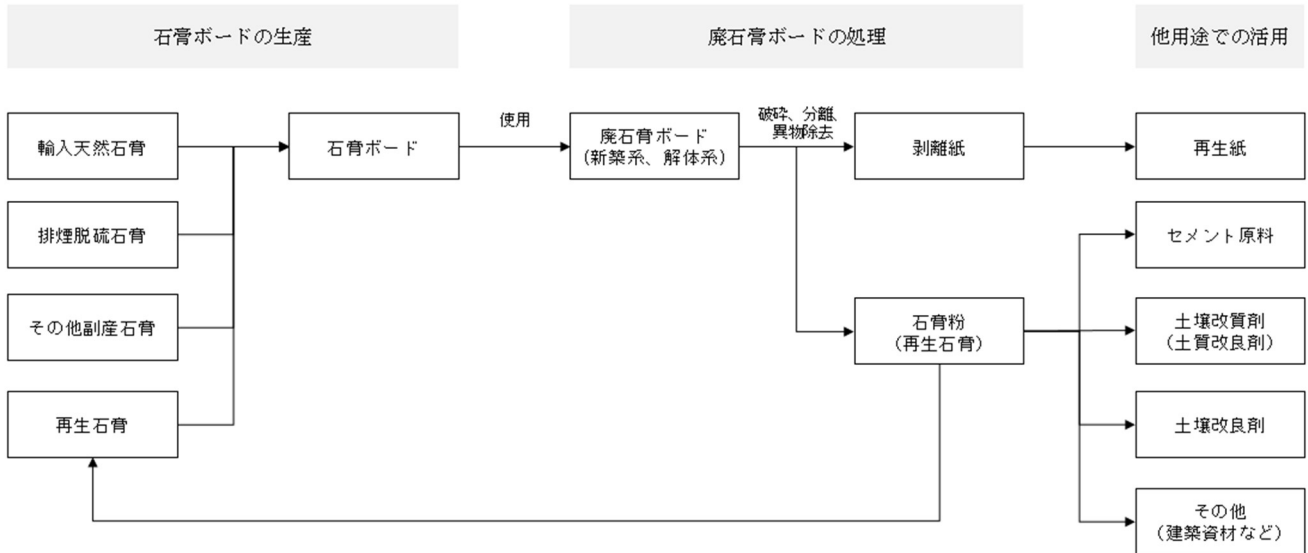
図表5：「石膏ボード生産量の原料石膏の割合」



（出典）一般社団法人石膏ボード工業会「石膏ボードハンドブック」、同公表データ

石膏ボードは前述のとおり石膏と紙できているため、再利用可能な資源循環型製品である。芯材の石膏は前述のとおり石膏ボードの原料として再利用されているほか、土壌や地質の改良剤としても使用可能であり、両面の紙についても再生紙として利用可能である。

図表 6 「石膏ボードのリサイクルの流れ」



(出典) 一般社団法人石膏ボード工業会「石膏ボードハンドブック」その他公表資料に基づき  
 浜銀総合研究所作成

しかし、実際には石膏ボードのリサイクル量は年々増加しているものの、廃石膏ボードの約半分のリサイクル率にとどまっているとみられる。その要因は、石膏ボードのリサイクルには濡れていないこと、不純物が混じっていないことが求められる点にある。そのため、新築系廃材における廃石膏ボードのほとんどはリサイクルされているものの、解体系廃材の廃石膏ボードのリサイクル率は約3割にとどまっている。残りの約7割は埋立て処分されており、埋立て処分地の逼迫が社会問題となっている。

再生石膏の用途のうち、土壌改質剤とは、建設残土・泥土や浚渫土など対象となる土を中性へ改質する効果を有する資材であり、建設現場や湖沼・河川・ため池等の改修・改良において活用される。

また、土壌改良剤とは、土壌を作物の栽培に適したものに調整する資材である。落ち葉・草・樹皮・もみ殻などの発酵により作られる植物性堆肥や、牛・豚・鶏などの糞を発酵させて作られる動物性堆肥などもある中、石膏由来のものは石灰資材と呼ばれ、土壌酸度（pH）の調整に有効である。

これらのほか、再生石膏はセメント原料や建築資材の材料等にも活用されている。

中央環境開発においては、分離処理された石膏粉は、再生石膏として石膏ボード原料となるほか、土壌改質剤、土壌改良剤、建築資材（資源循環リサイクル製品）等の原料として活用されている。



● SDGs への理解と取り組み

中央環境開発は、横浜市 SDGs 認証制度「Y-SDGs」の上位（スーパーリア、superior）を取得している（図表 7、図表 8）。同認証の取得にあたり、SDGs 目標として大きく「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「8. 働きがいも経済成長も」「12. つくる責任 つかう責任」「13. 気候変動に具体的な対策を」の 4 つを社内目標として掲げ、取り組んでいる。

図表 7：Y-SDGs の概要

評価項目

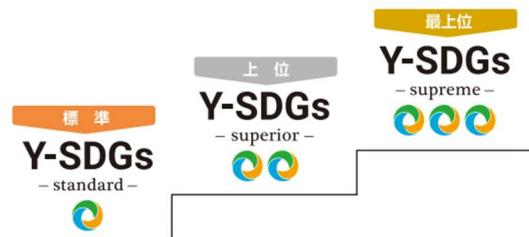
E・S・G・L(環境・社会・ガバナンス・地域)の4分野における30項目で評価します。



3段階での認証

取組の評価\*に応じて、標準(スタンダード)・上位(スーパーリア)・最上位(スプリーム)の3つの区分で認証します。

- ※標準:全評価点の概ね3割以上
- 上位:全評価点の概ね6割以上
- 最上位:全評価点の概ね8割以上



(出典) Y-SDGs 制度リーフレットより引用

図表 8 : Y-SDGs 認証状



(出典) 中央環境開発ウェブサイトより引用

# 1. 【中央環境開発】の包括的分析

## ● 業種別インパクトの状況

PIF 原則およびモデル・フレームワークに基づき、浜銀総合研究所がインパクト評価の手続きを定め、所定のインパクト評価の手続きを実施した。

まず、UNEP FI の定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクトおよびネガティブ・インパクトが発現するインパクトエリア/トピックとして、「健康および安全性」「健康と衛生」「雇用」「賃金」「社会的保護」「零細・中小企業の繁栄」「気候の安定性」「水域」「大気」「土壌」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」を確認している（図表 9）。

図表 9：UNEP FI の定めたインパクト評価ツールにより確認したインパクト一覧

インパクトエリア	インパクトトピック	3830 材料回収		
		既定値		
		ポジティブ	ネガティブ	
人格と人の安全保障	紛争			
	現代奴隷			
	児童労働			
	データプライバシー			
	自然災害			
健康および安全性	-			
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水			
	食料			
	エネルギー			
	住居			
	健康と衛生			
	教育			
	移動手段			
	情報			
	コネクティビティ			
	文化と伝統			
	ファイナンス			
	生計	雇用		
		賃金		
		社会的保護		
平等と正義	ジェンダー平等			
	民族・人種平等			
	年齢差別			
	その他の社会的弱者			
強固な制度・平和・安定	法の支配			
	市民的自由			
健全な経済	セクターの多様性			
	零細・中小企業の繁栄			
インフラ	-			
経済収束	-			
気候の安定性	-			
生物多様性と生態系	水域			
	大気			
	土壌			
	生物種			
	生息地			
サーキュラリティ	資源強度			
	廃棄物			

インパクトエリア/トピック	ポジティブ	ネガティブ
健康および安全性		●
健康と衛生	●	
雇用	●	
賃金	●	●
社会的保護		●
零細・中小企業の繁栄	●	
気候の安定性		●
水域	●	●
大気	●	●
土壌	●	
生物種	●	
生息地	●	
資源強度	●	●
廃棄物	●	●

(出典) UNEP FI 分析ツールより浜銀総合研究所作成

中央環境開発の個別要因を加味したインパクトの特定は以下になる(図表 10)。

行政や周辺住民の依頼に応じたゴミ整理・撤去や、公道・私道の放置物の撤去を主な事業としているものではないため、「健康と衛生」のポジティブを削除する。

近年、賃上げを行っているものの、直近の給与水準は県内同業と比較して上回る水準ではなく、また業界水準を大幅に超える水準を目指しているものではない。また、技能手当を支給しているが、人件費総額のうち技能手当の金額の占める割合は1%未満と大きいものではなく、支給対象者も限定されている。これらの実情を勘案して、「賃金」のポジティブを削除する。

「社会的保護」について、ネガティブを特定するものの、同社は適切にネガティブ・インパクトを低減している。具体的には、労働災害発生時には対象者に対して手当(一時金)を手厚く支給しており、また定年(65歳)を超えるベテラン社員の再雇用を積極的に実施するとともに関連規程を整備している。これらの取り組みを勘案し、「社会的保護」のネガティブについてはKPIを設定しない。

水システムの保全や大気汚染の防止に資する事業ではないことから、「水域」のポジティブ、「大気」のポジティブを削除する。「水域」「大気」について、同社の事業内容の性質上、少なからずネガティブ・インパクトは発生していると考えられることから、ネガティブを特定するが、同社は適切にネガティブ・インパクトを低減している。具体的な対応としては、廃石膏ボード受入時にはハンドヘルドと呼ばれる非接触型有毒物質検査機器を活用し、有毒物質含有量・割合を検査した上で、有毒物質が含まれる石膏ボードの受入を拒否している。また、破碎・分離作業中には高性能な集塵機を稼働するとともに、各工場に設置されているウォーターシャワーの排水は集積マスを通すことで、粉塵が敷地外へ出ることを抑制している。これらの取り組みを勘案して、「水域」のネガティブ、「大気」のネガティブについてはKPIを設定しない。

「資源強度」「廃棄物」について、同社の事業内容の性質上、少なからずネガティブ・インパクトは発生していると考えられることから、ネガティブを特定するが、同社は適切にネガティブ・インパクトを低減している。石膏ボードのリサイクル率が100%(金属くず等の付着物・異物を除く)であり、運送時の梱包材としては繰り返し利用可能なフレコンを活用している。フレコン活用には、紫外線対策による品質確保を通じて品質劣化等に起因する廃棄物発生防止の目的もある。これらの取り組みを勘案して、「資源強度」のネガティブ、「廃棄物」のネガティブについてはKPIを設定しない。

図表 10：特定したインパクト一覧

インパクトエリア/トピック	ポジティブ	ネガティブ
健康および安全性		●
雇用	●	
賃金		●
社会的保護		●
零細・中小企業の繁栄	●	
気候の安定性		●
水域		●
大気		●
土壌	●	
生物種	●	
生息地	●	
資源強度	●	●
廃棄物	●	●

(出典) UNEP FI 分析ツールより浜銀総合研究所作成

各インパクトエリア/トピックに対して、ネガティブ・インパクトとその低減策、ポジティブ・インパクトとその向上に資する中央環境開発の活動をプロットし、更に SDGs のゴールおよびターゲットへの対応関係についても評価した。

● 特定したインパクトとその対応方針


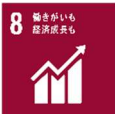


対応方針と PIF 原則およびモデル・フレームワークにより特定したインパクトの項目の関連は以下になる。

	対応方針	特定したインパクトのうち関連する項目
①	石膏リサイクル事業の拡大により、資源需要と自然環境の改善に貢献するとともに、循環型経済の形成を通じて、中小零細事業者の取引機会を拡充する	ポジティブ・インパクト「零細・中小企業の繁栄」「土壌」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」
②	CO <sub>2</sub> 排出量の削減に貢献する	ネガティブ・インパクト「気候の安定性」
③	労働安全の確保や労働条件・待遇の改善を通じて、職場環境を改善する	ポジティブ・インパクト「雇用」 ネガティブ・インパクト「健康および安全性」「賃金」

## 2. 【中央環境開発】に係る本ポジティブ・インパクト・ファイナンスにおける KPI の決定

以下より特定したポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクトの内容を記載する。

- 石膏リサイクル事業の拡大により、資源需要へ対応と自然環境の改善に貢献するとともに、循環型経済の形成を通じて、中小零細事業者の取引機会を拡充する

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブ・インパクト
インパクトエリア/ トピック	ポジティブ・インパクト「零細・中小企業の繁栄」「土壌」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」
影響を与える SDGs の目標	   
内容・対応方針	再生石膏および剥離紙の出荷量増加により、資源需要に貢献する。 土壌改質剤や土壌改良剤の原料供給により、土壌改質・改良の実現を下支えし、自然環境の改善に貢献する。 循環型経済の形成に寄与することで、サプライチェーン上の中小零細事業者の取引機会を拡充する。
毎年モニタリング する目標と KPI	<p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃石膏ボードの受入量増加</li> <li>・ 再生石膏粉の出荷量増加</li> <li>・ 剥離紙の出荷量増加</li> </ul> <p>(KPI)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2031年11月期までに廃石膏ボードの受入量を2024年11月期対比で30%増加する(2024年11月期実績:49,900t)</li> <li>・ 2031年11月期までに再生石膏粉の出荷量を2024年11月期対比で30%増加する(2024年11月期実績:47,055t)</li> <li>・ 2031年11月期までに剥離紙の出荷量を2024年11月期対比で30%増加する(2024年11月期実績:6,488t)</li> </ul>

中央環境開発では、収集した廃石膏ボードに対する破砕・分離処理工程において（金属くず等の付着物・異物を除いて）リサイクル率100%を達成しており、今後も維持していく方針である。

同社の愛川工場が2024年12月に廃棄物再生事業者として事業区分「中間処理（破砕）」の許可を受けたことで、従来は横浜工場でのみ対応していた廃石膏ボードの破砕・分離処理を愛川工場においても対応可能となったことから、全社的な破砕・分離処理能力の向上を見込んでいる。

2031年11月期までに廃石膏ボードの受入量を30%増加するとともに、リサイクル率100%を継続することで、再生石膏粉の出荷量を30%増加することを目標としている。社会的に供給不足が深刻化している石膏の供給を通じて、資源需要に対応する。廃石膏ボードから分離した剥離紙についても、同様に出荷量増加が見込まれ、取引先である大手製紙会社への出荷規模拡大を通じて、紙資源の需要に対応する。

廃石膏ボードを持ち込む事業者は、その大部分が中小零細事業者である。石膏ボード受入量の増加により、中小零細事業者が廃石膏ボードを持ち込む場合の受け皿としての役割を拡充することで、中小零細企業の取引機会の創出に寄与する。同社は同業他社と比較して半額程度と安価な価格設定であることから、中小零細事業者の廃石膏ボード処理コスト削減に貢献する。


また埋立て処分地の逼迫が社会課題となっている中で、他の廃棄物処理事業者に廃石膏ボードが持ち込まれる場合、埋立て処分をされる可能性があるが、同社では廃石膏ボードに対してリサイクル率100%の再生処理を行うことができる。石膏のリサイクルという資源循環により循環型経済の形成に寄与すること

で、サプライチェーン上の中小零細事業者の取引機会を拡充する（外部環境、図表 6 参照）。

同社が再生処理をした石膏粉は、土壌改質剤や土壌改良剤の原料としても活用されている。また同社は、化学メーカー・教育機関等との共同開発により新たな土壌改質剤を設計した事例がある。設計された土壌改質剤は植生への影響に配慮したものであり、覆土等を必要とせず、改質後にも問題なく植生可能であるといった特徴がある。これらの改質剤等が普及することを通じて、土壌の改質・改良の実現を下支えすることで、自然環境の改善に貢献する。

この取り組みは UNEP FI のインパクトレーダーでは「零細・中小企業の繁栄」「土壌」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」に該当し、SDGs の 17 目標 169 ターゲットでは「3.9」「8.3」「8.9」「11.6」「12.5」のゴールに貢献すると考えられる。

● CO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献する

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブ・インパクト
インパクトエリア/ トピック	ネガティブ・インパクト「気候の安定性」
影響を与える SDGs の目標	
内容・対応方針	廃石膏ボードの破砕・分離処理を2工場体制で対応することで工場間の運搬工程を大きく削減することで、CO <sub>2</sub> 排出量を削減する。
毎年モニタリング する目標と KPI	(目標) ・CO <sub>2</sub> 排出量削減  (KPI) ・2031年11月期までにCO <sub>2</sub> 排出量を763t-CO <sub>2</sub> (2024年11月期実績)から30%減少させ、534t-CO <sub>2</sub> を達成する

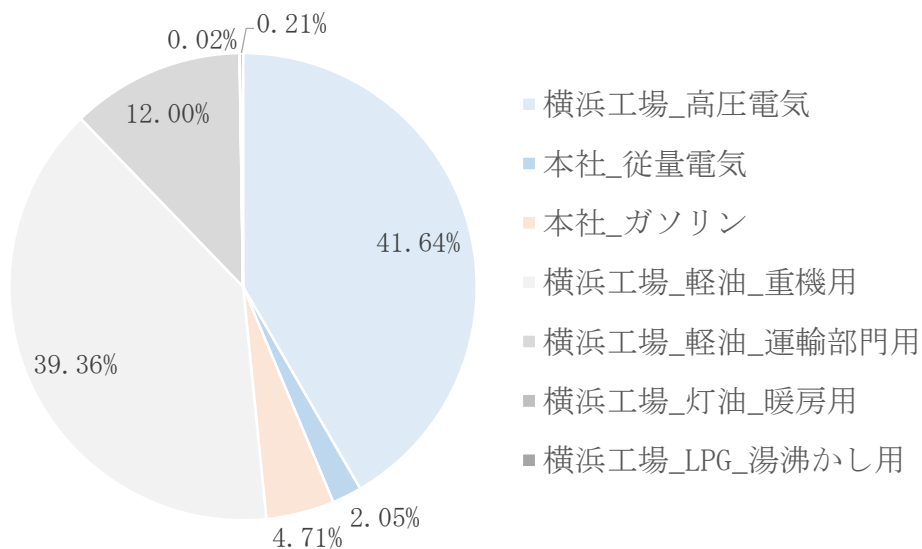
中央環境開発のCO<sub>2</sub>排出量の内訳を見ると、横浜工場の軽油（重機用）、軽油（運輸部門用）、高压電気による排出量が全体の9割以上を占めている（図表11）。

同社では、既に愛川工場へ太陽光パネルを設置し、CO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組んでいる。

2024年12月以降、廃石膏ボードの破砕・分離処理を2工場体制で対応することで工場間の運搬工程を大きく減らせることから、運搬に係るCO<sub>2</sub>排出量を削減する。そのほか、yunbo・フォークリフト・ホイールローダー等重機のアイドリングストップの励行、本社および各工場の照明のLED化、全営業車両のハイブリッド化に取り組み、軽油・ガソリン・電気の使用量抑制を通じて、CO<sub>2</sub>排出量の削減を進める。

全社的なCO<sub>2</sub>排出量の削減を通じて、環境負荷の低減に貢献する。

図表 11：CO<sub>2</sub>排出量の内訳割合（2023年11月期）





出典：中央環境開発提供資料に基づき浜銀総合研究所作成

この取り組みはUNEP FIのインパクトレーダーでは「気候の安定性」に該当し、SDGsの17目標169ターゲットでは「13.3」のゴールに貢献すると考えられる。



● 労働安全の確保や労働条件・待遇の改善を通じて、職場環境を改善する

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブ・インパクト ネガティブ・インパクト
インパクトエリア/ トピック	ポジティブ・インパクト「雇用」 ネガティブ・インパクト「健康および安全性」「賃金」
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	労働上の安全性の確保や従業員の健康増進や労働条件・待遇の改善を行うことで、従業員の雇用拡大や残業時間の削減を実現し、職場環境を改善する。
毎年モニタリング する目標と KPI	<p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働災害事故ゼロの達成</li> <li>・安定的な賃金アップ</li> <li>・従業員の雇用拡大</li> <li>・残業時間の削減</li> </ul> <p>(KPI)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働災害事故ゼロ (直近 2024 年 11 月期実績：年間 1 件)</li> <li>・2031 年 11 月期までの間、月平均 6,000 円以上の賃金アップ</li> <li>・2031 年 11 月期までに愛川工場の従業員数を 15 名以上とし、増産に向けて体制を整える (直近 2024 年 11 月期実績：11 名)</li> <li>・2031 年 11 月期までに 1 人当たりの年間平均残業時間を 300 時間以下とする (直近 2024 年 11 月期実績：年間 427 時間)</li> </ul>

中央環境開発は、健康増進の取り組みや年次有給休暇取得奨励などの施策を通じて、良好な職場環境を整備し、従業員のワークライフバランスの改善に努めている。

中央環境開発の正社員の年次有給休暇取得日数は、直近 2024 年 11 月期実績では平均 13.8 日/年であり、「サービス業（他に分類されないもの）」の平均 10.7 日/年（出典：厚生労働省「令和 6 年就労総合調査」）を上回っている。従業員に対しては有給休暇取得を積極的に奨励しており、今後も更に全社的な休暇取得日数の増加を目指すことで、良好なワークライフバランスを保てる職場環境を実現していく方針である。

健康診断について、直近 2024 年 11 月期実績では全従業員の健康診断受診率は 100%である。各工場に強力な集塵機を設置し稼働していることに加え、業務従事者には防塵マスクやゴーグルを着用させており、従業員の健康に十分に配慮している。

工場における作業中の事故等を防ぐために独自の安全対策や熱中症・感染症対策のルールを定めるとともに、安全衛生推進者を設置し、災害防災シート・リスク評価シートを作成している。

労働災害については、発生事故件数は直近 2024 年 11 月期実績では 1 件である。発生予防策として、工場内の専門機械類の使用法・手順等の見直しを行った。破碎機ローラーのトラブル対応・清掃等については、必ず機械を停止して実施すること、作業に従事する際は必ず 2 名以上の体制で取り組むこと等の徹底を図るとともに、安全教育・リスクアセスメントを取り入れ、安全に対する意識を向上させた。2025 年 11 月期以降、発生件数が每期 0 件となるように努力し、労災無事故を実現していく。

中央環境開発では、賃上げを毎年実施しており、今後も賃上げ予定である。今後、2031 年 11 月期までの間、月平均 6,000 円以上の賃金アップを実施する。労働条件の改善を通じて、ベテラン従業員の離職・退職を抑制するとともに、採用競争力にも配慮することで、優秀な従業員を確保する意向である。

残業については、年間平均残業時間が直近 2024 年 11 月期実績では 427 時間である。今後、残業時間の抑制に取り組み、2031 年 11 月期には年間平均残業時間 300 時間以下にすることを目指す。

従業員数の増加を通じて、1人当たりの労働負荷を軽減させ、全社的に時間外労働の発生を抑制することにより、目標を達成する。具体的には、愛川工場では2031年11月期までに従業員数を15名以上へ増加（直近2024年11月期実績は11名）させる予定である。





なお本社、横浜工場、愛川工場の各拠点において、時間外・休日労働に関する協定等を掲示しており、従業員に対して時間外・休日労働の抑制を啓蒙している。今後も継続し、従業員一人ひとりの労働時間管理に対する意識改善を通じて、目標達成を目指す。

この取り組みは、UNEP FI のインパクトレーダーでは「健康および安全性」「雇用」「賃金」に該当し、SDGs の17目標169ターゲットでは「3.4」「8.8」のゴールに貢献すると考えられる。

### 3. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲


中央環境開発の事業活動は、SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットに以下のように関連している。

- 石膏リサイクル事業の拡大により、資源需要と自然環境の改善に貢献するとともに、循環型経済の形成を通じて、中小零細事業者の取引機会を拡充する

	ターゲット	内容
	3.9	2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性およびイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	8.9	2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	11.6	2030 年までに、大気の状態および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



期待されるターゲットの影響としては、リサイクルによる社会全体の資源効率の向上、植生への影響に配慮した土地改良剤等の普及による自然環境の改善、循環型経済の形成を通じた中小零細事業者の取引機会の創出等が挙げられる。

- CO<sub>2</sub> 排出量を削減に貢献する

	ターゲット	内容
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減および早期警戒に関する教育、啓発、人的能力および制度機能を改善する。

期待されるターゲットの影響としては、CO<sub>2</sub> 排出量を抑制することで、気候変動の緩和に貢献する。

● 労働安全の確保や労働条件・待遇の改善を通じて、職場環境を改善する

	ターゲット	内容
	3.9	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

期待されるターゲットの影響としては、安全・安心な労働環境の実現に貢献する。

● 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

中央環境開発は、本社および工場のある横浜市金沢区において、所在地域の環境保全に取り組んでいる。具体的には、毎週日曜日の夜勤明け当番者が自社の拠点および両隣の建造物の前面にある歩道・道路に対して、自主的に清掃活動を行っている。身近な環境を守る取り組みを通じて、持続可能な社会の実現に貢献している（図表12）。

図表 12: 夜勤明けの近隣清掃活動の様子



（出典）中央環境開発提供資料より引用

#### 4. 【中央環境開発】のサステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

中央環境開発は、代表取締役太田敏則氏を最高責任者とし、事業活動とインパクトリーダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取り組み内容の抽出を行っている。取り組み施策等は前段に記載した内容である。本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、代表取締役太田敏則氏を最高責任者として全社員が一丸となり KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営の実現を目指していく。各 KPI は本社が統括し、達成度合いをモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や地球規模のエネルギー問題・環境問題に寄与する取り組みを実施し、業界をリードしていく企業を目指す。

中央環境開発の責任者	代表取締役 太田敏則
中央環境開発のモニタリング担当部（担当者）	本社 担当 櫻井伸雄
銀行に対する報告担当部（担当者）	代表取締役 太田敏則

#### 5. 横浜銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、中央環境開発と横浜銀行の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。具体的には、決算が 11 月のため、2 月末頃までに関連する資料を横浜銀行が受領し、モニタリング対象となる指標についてフィードバック等のやりとりを行う。

横浜銀行は、KPI 達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは横浜銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

モニタリング方法	対面、テレビ会議等の指定はない。 定例訪問等を通じて情報交換を行う。
モニタリングの実施時期、頻度	年 1 回程度実施する。
モニタリングした結果に関するフィードバック方法	KPI 等の指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策および外部資源とのマッチングを検討する。

以上